

令和 2 年 5 月 28 日現在

機関番号：32614

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03299

研究課題名(和文) 熟議民主政構築に向けた人権保障と違憲審査制のあり方

研究課題名(英文) Human Rights and Judicial Review toward Constructing Deliberative Democracy

研究代表者

平地 秀哉 (Hirachi, Shuya)

國學院大學・法学部・教授

研究者番号：70339662

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：市民相互の討議と熟慮を中核とする熟議民主政を構築するための不可欠の条件である、公共空間における表現の自由や法の下での平等の保障について、アメリカ合衆国を中心とする理論状況やインターネットなどの現代的状況を考慮に入れた保障のあり方の方向性を示すことができた。
また、熟議民主政それ自体の理論的側面については、世界的に隆盛となっているポピュリズムとの理論的關係について研究し、一定の知見を得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民主政治を、単純な多数決ではなく市民相互の討議と熟慮に基づく熟議民主政であるべきとするならば、表現の自由や市民間の基本的な平等など、熟議の前提である憲法上の権利保障のあり方も再考する必要がある。たとえば、表現の自由といえども、各人が好むように表現活動を行う自由であることを意味するのは当然であるが、その行き過ぎによって討議の前提が大きく阻害されるような場合には、何らかの規制の可能性を認めるべきである。これまで、精神的自由は国家の制約を排除する自由として理解されてきたが、熟議民主政の下では、討議のために一定の規制を許容する自由としても理解されるものとなりうる。

研究成果の概要(英文)： Having studied constitutional theories in the United States and current circumstances surrounding human rights, this research showed that to construct deliberative democracy in modern society, it is not enough only to protect human rights essential to deliberate, such as freedom of speech or equality among citizens. We need also some regulations on human rights to construct deliberations among free and equal citizens, such as regulations on defamations on the Internet.

In addition, this research considered theoretical relationship between populism and deliberative democracy, and got some clues to construct deliberative democracy in populism age.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法学 熟議民主政 表現の自由

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

熟議民主政は、多数決主義的民主政にかわる新たな民主政のモデルとして、とりわけ 2000 年代に入り、政治学のみならず、憲法学の領域においても注目を集めており、従来の憲法解釈論にも影響を与えつつある。

研究開始当初の憲法学におけるこれまでの熟議民主政に関する研究は、(a)熟議民主政の出自(ドイツやアメリカの政治学・社会学・憲法学における議論)を探求し、熟議民主政の全体像を解明する研究、および(b)熟議民主政の制度的側面、すなわち熟議民主政の実現を可能とする制度的・手続的設計の研究に重点が置かれていた。こうした憲法学の動向の中で、研究者は、本研究開始までに、上記(a)の視点から、熟議民主政の原理的正当化根拠を探求するとともに、(c)市民が十分に熟議を行うために必要な人権保障のあり方について、平等原則や表現の自由、社会権等を素材にした探求、および(d)熟議に基づく民主的決定に正当性を付与することを眼目とする熟議民主政において、民主的決定を違憲無効とするシステムである違憲審査制はいかにして正当化しうるのか、またその果たすべき機能はいかなるものかについての予備的研究を行っていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上記の研究開始当初の背景もとに、次の 2 点に集約される。

(1) 熟議民主政の下での人権保障のあり方

市民による熟議に基づく決定が正当になされるためには、現在の多数決主義に基づく民主政の下では必ずしも十分に意見が反映されているとはいえないマイノリティの民主的熟議への参加は不可欠であるが、そのために憲法上の平等原則はいかに解釈されるべきかについて探求する。また、マイノリティも含めた市民全体による熟議を担保するためには、表現の自由を中心とする政治参加に不可欠な権利はどのように解釈されるべきかについても探求する。なお、研究が進めば、熟議民主政構築のために必要な人権保障のあり方のみならず、熟議民主政構築後の人権保障のあり方についても探求し、前者と後者の場合における人権保障の異同を明らかにする。

(2) 違憲審査制の正当性と果たすべき機能

従来、違憲審査制の母国であるアメリカにおいては、民主主義的決定を違憲無効とすることのできる違憲審査制の民主的正当性はあくまでも多数決主義的民主政との関係で議論されてきた。また、アメリカ型の違憲審査制を採用したといわれる日本国憲法の下での違憲審査制の正当性については、アメリカと同様の枠組みによる議論ですら自覚的になされてきたわけではなく、民主政は人権保障に仕えるものとしてそもそも違憲審査の正当性という論点自体が論じられてこなかった。したがって、単なる多数決主義に基づかない熟議民主政は、違憲審査制の民主的正当性をめぐる従来の議論枠組みに自ずと変更を迫ることとなる。本研究では、熟議民主政の下での違憲審査制の正当化はいかなる基準によって判断されるべきかについて探求することを目的とし、また研究が進めば、違憲審査制それ自体が正当化されたとしても、違憲審査制の行使のあり方についても従来の議論とは異なる帰結が導かれるか否かについて検討する。

3. 研究の方法

(1) 熟議民主政の下での平等原則の解釈のあり方の解明

熟議を民主的決定の正当化根拠とする熟議民主政を構築するためには、すべての市民による十分な熟議を確保することが必要となるが、そのためには、現在の多数決に基づく民主政の下では必ずしも十分に意見が民主的決定に反映されていないマイノリティの熟議への参加が不可欠となるが、そのためには、憲法上の平等原則がどのように解釈されるべきかを解明する。具体的には、平等やマイノリティの政治参加に関する政治学的・憲法学的議論の蓄積が豊富なアメリカの議論状況を中心に整理分析し、熟議民主政構築のための平等原則の解釈論を明らかにする。

(2) 熟議民主政の下での表現の自由などその他の精神的自由の解釈のあり方の解明

上記(1)との関連で、市民による熟議が十分なものといえるためには、少なくとも、各人が自己の意見を自由に形成し、それを他者に伝達し、それを聞いた他者が自己の意見を再考する、といった表現の自由や思想の自由の保障を前提とする一連の過程が確保されていなければならないが、具体的にこれらの人権保障規定はどのように解釈されるべきかを明らかにする。ここでも、民主政一般と表現の自由との関係に関する議論の蓄積が豊富なアメリカの理論状況の分析調査が中心となる。

(3) 違憲審査制のあり方の探求

上記(1)(2)の個別の人権についての違憲審査の在り方の探求を通じて、熟議民主政構築に際しての違憲審査制の正当化根拠を探求する。個別の人権を通じた研究の積み重ねから、違憲審査制度それ自体の熟議民主政の下での正当化根拠の解明に繋げていく。

(4) 諸外国における熟議民主政論・憲法論および市民の政治参加の実践に関する調査

現在、熟議民主政は世界的な理論的潮流となっており、アメリカ合衆国以外にも、ヨーロッパやオーストラリアにおいても盛んに議論されている。そこで、アメリカ合衆国を中心としつつ、オーストラリアなどにも視野を広げ、アメリカ以外の諸外国における熟議民主政の理論や実践に関する状況についても考察の対象とする。

4. 研究成果

(1) 熟議民主政の下での人権保障のあり方に関する研究成果

本研究の最も大きな成果として、人権保障、とりわけ表現の自由の保障のあり方に関するものが挙げられる。熟議民主政にとって、その構築段階においても、また熟議民主政が十分に機能していくためにも、市民間における表現の自由な流通を確保する必要がある。表現のためのプラットフォームとして、古典的な公道や広場における集会はもちろん、現代においては SNS 等を通じたインターネット上の表現活動も不可欠である。公共財産上における物理的な集会の保障のありかたや、インターネット上の表現保障のあり方について、最大限保障することを前提としつつ、一定の表現について規制を行うことがかえって公共空間における言論の自由な流通につながる可能性のあることを示した。

(2) 熟議民主政論一般に関する研究成果

熟議民主政を現代において論じる場合、ポピュリズムとの対峙を避けることはできない。そこで、本研究は中盤から終盤にかけて、ポピュリズムと熟議民主政との理論的關係について考察することとした。この論点に関する考察をまとめる前に研究機関が終了となったが、さしあたり、アメリカにおいて「ポピュリズム憲法学」といわれる一連の議論に関する研究会に参加し、ポピュリズムと熟議民主政に関する研究報告を行い、またその第一人者であるイエール大学のブルース・アッカーマン教授による“*We the People: Foundations*” (Harvard University Press, 1991)の翻訳プロジェクトに参加し、1章分の翻訳を担当した。今後、研究機関に得た知見を整理し、ポピュリズムと熟議民主政に関する研究論文を公表する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 平地秀哉	4. 巻 464
2. 論文標題 再婚禁止期間規定違憲判決	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 10-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平地秀哉	4. 巻 25
2. 論文標題 放送・インターネットにおける名誉毀損	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 54-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平地秀哉	4. 巻 742
2. 論文標題 「公共空間」と憲法理論	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 38-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平地秀哉	4. 巻 20
2. 論文標題 市役所前広場における集会の自由	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 31-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----